

○公平委員会設置条例

制 定 昭 34. 6.22 条例 5
最近改正 昭 42. 3.24 条例 1

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、この組合に公平委員会を設置する。

第 2 条 前条の公平委員会は、その名称を淀川左岸水防事務組合公平委員会といい、事務所を大阪府枚方市三矢町 6 番 11 号淀川左岸水防事務組合事務所内に置く。

第 3 条 公平委員会の委員は、いずれも非常勤とする。

第 4 条 公平委員会の委員に対しては、予算の範囲内で管理者の定める額の報酬を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 38. 3.30 条例 1）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 42. 3.24 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。